



## 薬物乱用防止

～薬物乱用のない社会を～

### 薬物乱用の危険性

- 薬物の乱用とは、医薬品を医療目的以外に使用すること又は医療目的でない薬物を不正に使用することをいい、一度でも使用すれば「乱用」となります。
- 覚醒剤や大麻などの薬物を乱用すると、一時的な快感を得たりストレスの解消が感じられたりしますが、その体験が「依存性」を形成し、より強く薬物を求めるようになります。
- 薬物の乱用により、精神と身体の両面が致命的に破壊され、薬物の使用を止めた後でも長い期間にわたって後遺症に悩まされるという危険性もあり、最悪の場合、死に至ることもあります。



薬物の乱用を防止するためには、社会全体で

**「薬物乱用は許さない」**

という気運を醸成することが必要です。

### 少年の薬物乱用

令和6年中に県内で薬物事犯により警察が検挙した少年は100人で、違反種別では

- 覚醒剤事犯 5人 (前年比±0)
- 大麻事犯 90人 (前年比+4)
- 麻薬等事犯 5人 (前年比+4)

でした。学職別では、

- 無職少年 17人
- 有職少年 58人
- 学生・生徒 25人

となっています。



友達や先輩などに薬物の使用を誘われても...

- ・ きっぱり断る!
- ・ その場から離れる!
- ・ 困ったら専門の相談窓口に相談!

覚醒剤や大麻などの薬物に関する悩みや、薬物の密売・乱用に関する情報は、**覚醒剤110番 (078) 361-0110** に相談してください。